

現在の国立大学法人会計基準等における整理

○「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書について」（平成15年3月5日 国立大学法人会計基準等検討会議）

国立大学の法人化については、平成12年7月に発足した「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」において、大学改革の一環として、①個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、②国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入、③経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現、の3つの視点から検討が行われ、「新しい「国立大学法人」像について」として平成14年3月26日に最終報告がなされたところである。

○国立大学法人会計基準

第3 明瞭性の原則

国立大学法人等の会計は、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、国立大学法人等の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。（注4）

<注4> 明瞭性の原則について

- 1 国民の需要に応じた教育研究を実施するために創設された国立大学法人等は、その教育研究のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である国民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。
- 2 国民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示するため、国立大学法人等の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。

○「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針

Q4-2

A

4（略）国（納税者）、債権者等国立大学法人等に対する利害関係者の財務的判断を誤らせることがないか否かを判断するものである。

主要な財務報告利用者（利害関係者）の整理

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」における財務報告利用者の整理

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」平成29年9月1日
 独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会
 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 より

財務報告利用者	代表的な利用者	主要な情報ニーズ
サービス受益者	サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に活用 ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われているかの評価に活用 ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用 ✓ 適正な業務運営に基づく対価が設定されているか、もしくは引き続きサービスの提供を受けるべきかの判断に活用
資金提供者	納税者、債権者、独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、主務大臣、関係府省等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 将来的な国民負担が増えないかの判断に活用 ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われているか、もしくは意図した通りに支出されているかの評価に活用 ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用 ● 債権者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人が発行する債券や独立行政法人への融資に対する元利償還能力についての評価に活用 ● 独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、主務大臣、関係府省等） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人の予算・決算のプロセスにおいて、法人の財政運営を確認し、そのプロセスにおける各種判断に活用
外部評価・監督者	主務大臣、独立行政法人評価制度委員会、会計検査院、国会	<ul style="list-style-type: none"> ● 主務大臣 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人の目標策定や評価等に活用 ✓ インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力や重要な財産の処分にあたっての判断に活用 ● 独立行政法人評価制度委員会 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 主務大臣による独立行政法人への目標策定や評価等について、必要な意見を述べるにあたっての判断に活用 ● 会計検査院 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人の会計に対する正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点からの検査に活用 ● 国会 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人の個別法の改正等の審議にあたって、調査審議の参考として活用
法人内部利用者	法人の長、理事、監事、職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の長、理事及び監事 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立行政法人の業務運営に関する意思決定に活用 ● 職員 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務報告を通じて勤務先の実態を把握し、業務の改善に活用

主要な財務報告利用者（利害関係者）の整理

国立大学法人における代表的な利用者（案）

財務報告利用者	代表的な利用者（独立行政法人）	代表的な利用者（案）（国立大学法人）
サービス受益者	サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者	サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者 （具体的な想定） ○学生（社会人・留学生含む）・保護者 ○企業 ○同窓会・卒業生 ○地域住民 ※「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会）等で述べられている国立大学の役割から社会や国全体・世界もサービス受益者と考えられる。
資金提供者	納税者、債権者、独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、主務大臣、関係府省等）	納税者、 寄附者、企業（共同研究等） 、債権者、国立大学法人の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、文部科学大臣、関係府省等）
外部評価・監督	主務大臣、独立行政法人評価制度委員会、会計検査院、国会	主務大臣、国立大学法人評価委員会、会計検査院、国会
法人内部利用者	法人の長、理事、監事、職員	国立大学法人等の長、理事、監事、教職員

- 独立行政法人は、様々な事業を実施している法人が対象であるため具体例を記載していないが、国立大学法人についてはサービス受益者について、具体的に想定する対象者を記載することが可能ではないか。
- 国立大学にとって寄附者及び企業は重要であるため、資金提供者として明示した方がいいのではないか。

「国立大学経営力戦略」（平成27年6月16日 文部科学省）において民間との共同研究の拡大等による大学の財務基盤の強化について記載される等、平成16年の法人化当時に比べて、国立大学法人の財務報告利用者に占める企業等の重要性が増している。

→**企業会計に馴染んだ企業関係者や一般の財務諸表利用者にも理解しやすい財務諸表の必要性**

主要な財務報告利用者（利害関係者）の整理

（参考）国立大学の役割 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会）

○国立大学については、平成17（2005）年「将来像答申」で述べられた役割が、2040年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

○前述の2040年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割

・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割

・Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割

・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。

○また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

○一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

○国立大学については、18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなどSociety5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。